

公有水面の埋立て

公有水面埋立法の概要

公有水面埋立法（以下「埋立法」という）は、公有水面*において、土砂等を投入したり、護岸等の工作物を建設したりすることにより陸地に変更させ、その陸地に財産権を付与する制度を定めた法律となっています。

このため、公有水面の埋立てを行いたい者（以下「出願人」という）は埋立法に定められた手続きを行い、埋立てを免許する者（以下「免許権者」という）から免許を取得する必要があります。

仮に埋立法で定められた手続きを行わずに無断で埋立てを行った場合は「無願埋立」に該当し、原状回復義務や罰則が課されることとなります（法第36条・39条）。

※公有水面とは、次の3つの要件を具備したものと解されています。

- ① 水流又は水面であること
- ② 公共の用に供するものであること
- ③ 国の所有に属するものであること

埋立免許事務手続き

埋立法に定められている免許取得までの手続きについては、図1のとおりです。

まず、出願人は、必要な事項を記載した願書を作成し、免許権者に申請することとなります。

免許権者は申請を受け、告示・縦覧や関係機関の意見聴取を行った後、免許基準や埋立ての必要性等について厳格な審査を行い、一定の要件を満たす埋立てについては国の認可を受けて、出願人に免許を与えることとなります。

港湾における埋立地面積の推移

わが国港湾で造成された埋立地面積の推移については、図2のとおりです。

1975年（昭和50年）以降のデータとなっていますが、昭和50年代半ば頃までは、造成された埋立地面積が近年に比べて10倍以上にのぼっており、その内訳も工場用地の割合が50%近くを占めていたことがわかります。

近年は、工場用地の割合が減少し、ふ頭用地や港湾関連用地の割合が増加している傾向にあります。

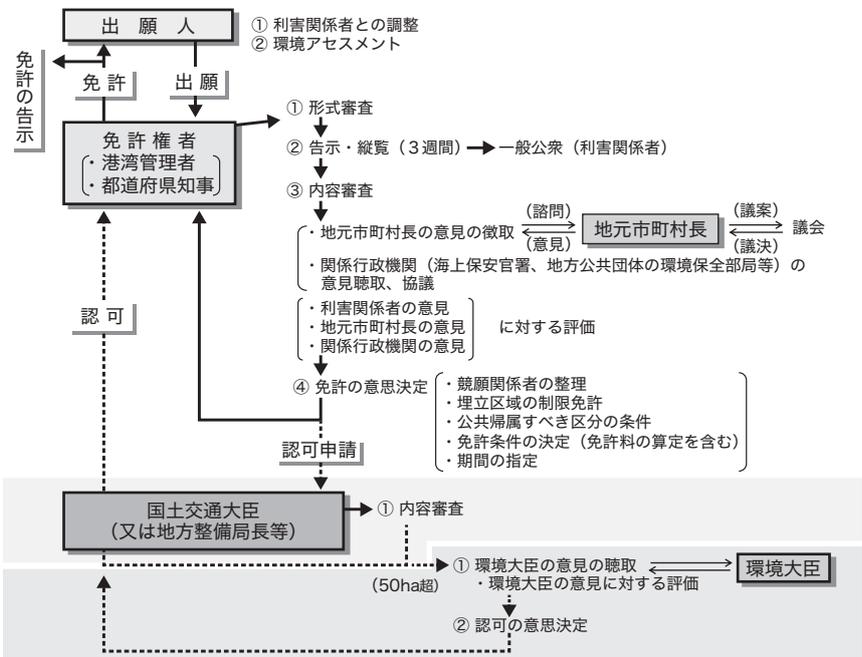


図1 埋立免許手続きフロー図

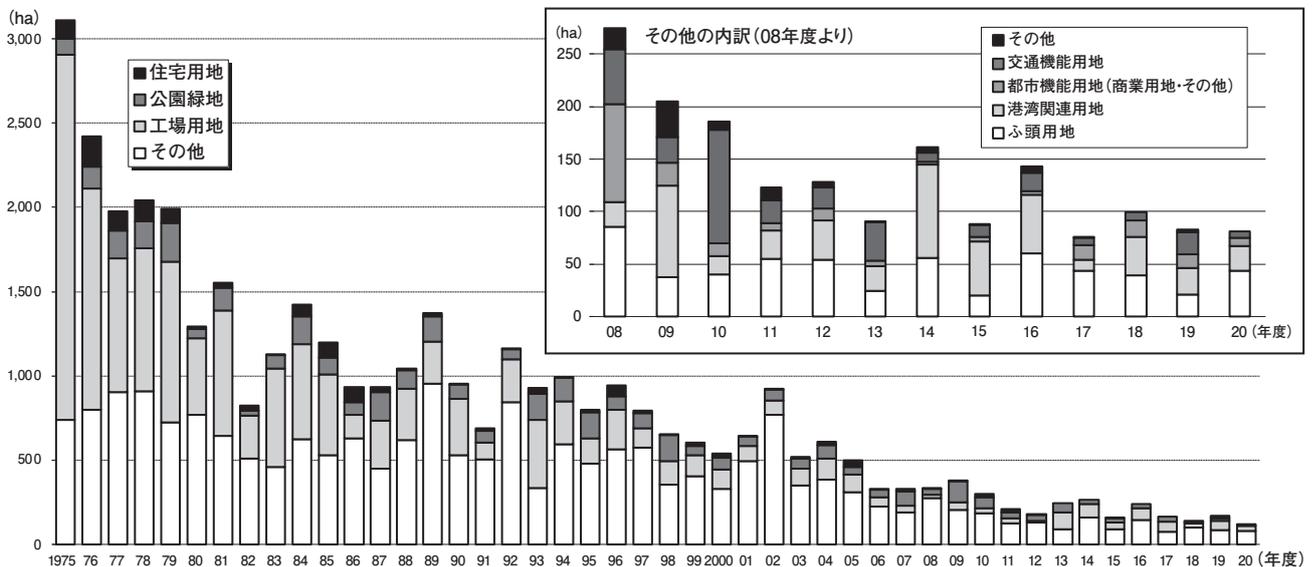


図2 わが国港湾で造成された埋立地面積の推移 資料：国土交通省港湾局総務課調べ